

APNIC17 レポート



(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 奥谷泉



目次

1. APNIC17の概要ご報告
2. ミーティング結果のご報告



APNIC17の概要 ご紹介

APOPM16以降の国際連携

- 2003年9月 APOPM16(ソウル)参加
- 2003年10月 NANOG・ARINミーティング参加
NROについてコメント取りまとめ
- 2003年11月 KRNIC来日(IPv6 DNSの調査)
- 2004年1月 RIPEミーティング参加
KRNIC来日(IPv6ガイド準備)

そして...

第17回APNICオープンポリシミーティング



APOPM17

**APNICオープンポリシーミーティング：
コミュニティによるボトムアップベースで資源管理ルール
について議論するミーティング**

開催期間:

2004年2月23日~2004年2月27日(5日間)

※APRICOTプログラムの一部として開催



開催場所:

マレーシア クアラルンプール

参加者:

ICANN、RIR、NIR、APNIC会員(123名)



目指した成果

- IPv6アドレスガイドの内容確定
- 提案事項へのJPコミュニティの意見紹介
- IRRミラーリングポリシーの提案
- APNIC、NIRとの業務調整

参加JPNIC職員

技術部 : 1名

IP事業部: 5名

APOPM17の特徴

- APNIC EC(APNIC理事)の改選
- 非出席者による参加サポート強化
- APNIC WebサイトBoF、CRISP/EPP BoF等、新しいBoFが開催



リアルタイム
チャット

APNIC Website BoF





ミーティングの構成

Special Interest Groups(SIGs)

- DB、IPv6 tech、Policy、Routing、IX、DNS Ops、NIR

APNIC総会

Bird of Feathers(BOF)

- APOPS、APNIC Website、CRISP/EPP

トレーニング・チュートリアル

- 、IRR Tutorials、Internet resource management essentials

非公開のミーティング

- HM Consultation Session、NIR Workshop、NIR system

従来と大きな変更なし

SIGについての特筆点

- 「最小割り振り基準・サイズの変更」は JPNICのIP事業に直接的な影響あり
- 歴史的資源への取り組み強化
- IPv6ポリシーはグローバルに調整は行うが単一ポリシーである必要はない

今後WG
メンバー募集

SIGその他ご報告

- IPv6アドレスガイドラインの内容確定
- ケーブル・xDLSネットワークの追加割り振り審議方法についてガイドラインの見直し
- ERXはほぼ移管完了
- Lameチェック、割り当て情報公開任意化は適用が遅れている

コンセンサス確認



APNIC EC選挙

候補者数と席数一致のため、投票はなし

結果

- 前村昌紀(JPNIC)
- Che-Hoo Chen(TechCreations Co Ltd)
- Vinh Ngo(CSC Australia)

その他ミーティング

- Hostmaster Consultation Session
 - JPNIC担当者、APNIC担当者個別ケースについて相談
 - IPv6割り当て審議について
 - 共有プール適用後の業務調整
- Hostmaster Workshop
 - APNICと各NIRの担当者が審議方法等の情報を共有する場
 - JPNICからはVoIPサービスの審議を紹介
- NIR System meeting
 - 共有プール適用後のシステムのあり方
 - 今後のAPNIC・NIRシステムの連携強化



Anna



Arth



Son

JPNICとしての成果

- IPv6アドレスガイドの内容確定
 - 今後も随時見直しを行って参ります
- JPコミュニティへの提案事項の事前紹介
 - APコンセンサスにJPコミュニティからの意見も
- IRRミラーリングポリシーの提案
 - 提案は行ったがコンセンサスには至らず
- APNIC、NIRとの業務調整

APOPM17でのJPNICスタッフ



APNICホストマスターと



SIGでのコメント



SIGでの発表



NIR system meetingのチェア

今後の課題

- APコンセンサスの日本での適用プロセス
再整理
- 歴史的経緯を持つアドレスの課金
- JPコミュニティとの事前の情報共有・調整



次回のミーティング

2004年9月 APNIC18 フィジー



2005年

APNIC19 (APRICOT) 京都





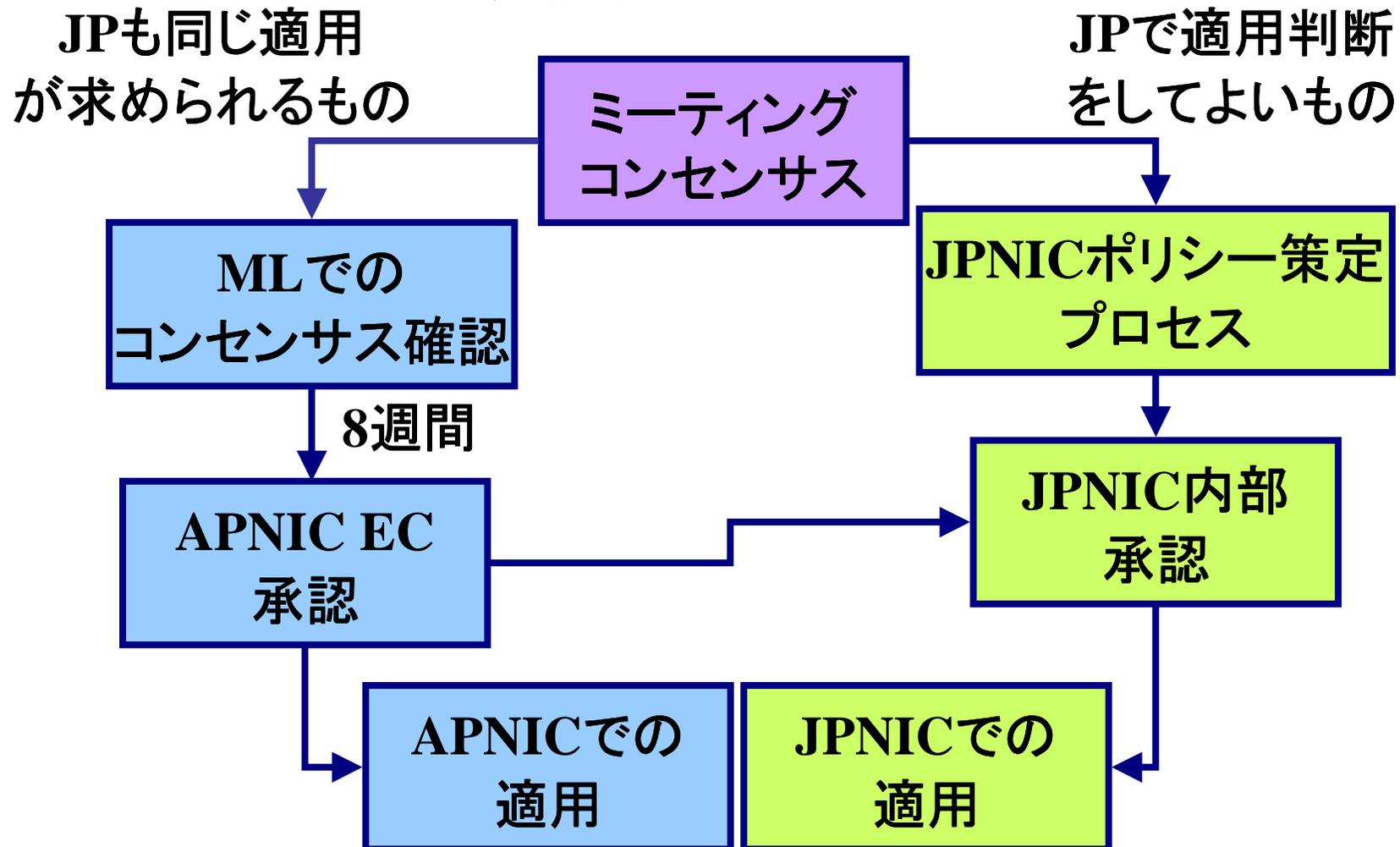
17th APNIC Open Policy Meeting
23-27 February 2004 - Kuala Lumpur - Malaysia

ミーティング結果の ご報告

各種SIGの結果

1. 最小割り振り基準・サイズの変更
2. 閉じたNWへのIPv6アドレスの割り振り
3. IPv4NWへのIPv6アドレスの割り振り
4. 利用していない歴史的なアドレスの回収
5. 歴史的な資源の更新権限について

ポリシー施行までの 今後のプロセス





17th APNIC Open Policy Meeting
23-27 February 2004 - Kuala Lumpur - Malaysia

JPNICも同様の適用を 求められるコンセンサス

JPNICも同様の適用を 求められるコンセンサス

1. 最小割り振り基準・サイズの変更
2. 閉じたNWへのIPv6アドレスの割り振り
3. IPv4NWへのIPv6アドレスの割り振り

最小割り振り基準・サイズ の変更

- 背景
 - 割り振り基準を満たせないISPが多数存在する経済圏が少なくない
 - LIRが配下のISPに必要なアドレスの分配を行わない等の問題が発生している
- 目的
 - より多くのISPにLIRとなる機会を与える

最小割り振り基準の変更

現在/22
変更後/23

- 上位プロバイダから割り当てを受けた/23を使用している、または直後に/23を必要とすることを証明すること

現在/21
変更後/22

- 1年以内に/22を使用する詳細な計画を証明すること

最小割り振りサイズの変更

- 経路集約は以前ほど深刻な問題ではない
- 基準のみ引き下げ≠アドレスの効率的利用
- 必要性を証明すれば、追加割り振りは/21よりも大きな割り振りもOK

最小割り振りサイズを/20→/21へ引き下げ

JPからのコメントへの回答

- PIとの区別
 - PIは割り当て不可で。申請基準も異なる
- 広告される経路の増加につながらないのか
 - 割り振りサイズとは経路サイズは必ずしも一致しない
- 基準のみの引き下げ
 - アドレスの効率利用につながらない
- マルチホームを割り振り基準とする
 - 多くの国では逆に申請への障壁を生む

閉じたネットワークへの IPv6アドレスの割り振り

- 背景
 - 「グローバルインターネットへの接続していないが一意のアドレスが必要なNW」へ割り振りが認められるか明確ではない
- 目的
 - IPv4同様、割り振り基準を満たし、一意のアドレスの必要性が確認できれば割り振りを認めることをポリシー文書で明確化



閉じたネットワークへの IPv6アドレスの割り振り

以下の内容をポリシー文書に追記

グローバルインターネットに接続を行って
いなくとも割り振り基準を満たしていれば
グローバルIPv6アドレスの割り振りを受け
ることができる

IPv4ネットワークへの IPv6アドレスの割り振り

- 背景
 - /32以上の割り振りを希望する際、IPv4ネットワークの情報をもとにIPv6の割り振り申請を行うことができる
 - 現在のポリシー文言では意図が伝わりにくい
- 目的
 - 意図の明確化によるIPv4ネットワークをIPv6への移行を予定している申請者への心理的バリアの軽減



IPv4ネットワークへの IPv6アドレスの割り振り

以下の内容の記述を文書に追加

- IPv6の割り振り申請時にIPv4のインフラ、顧客数等を参考情報としてもよい
- 上記情報の提出は任意であり、IPv6ネットワークに関する情報のみの提出でもよい
- 2年以内にIPv6へ移行することが前提



17th APNIC Open Policy Meeting
23-27 February 2004 - Kuala Lumpur - Malaysia

JPコミュニティで適用の判断を 行ってよいコンセンサス

JPコミュニティで適用の判断を 行ってよいコンセンサス

4. 利用していない歴史的なアドレスの回収
5. 歴史的な資源の更新権限について

利用していない歴史的なアドレス の回収

- 背景
 - 利用されていない歴史的なアドレスはアビュース等、不正に利用されやすい
- 目的
 - 当該アドレスが不正に使用されることを防止する
 - 将来的には当該アドレスの有効利用も視野に入れる

利用していない歴史的なアドレス の回収方法

- ルーティングされていない歴史的アドレスは利用されていないと判断
- RISで歴史的アドレスのルーティングを確認
- ルーティングされていない場合、登録者へ連絡
- プロセス開始から12ヶ月後も使用形跡/返答のないアドレスのステータスを“reclaimed”とする
- 回収後のアドレスの扱いは未定

その後の
対応
3通り

歴史的な資源の 更新権限について

- 背景
 - 歴史的な資源 (IPアドレス、AS番号) は多々適切なDB更新が行われず、ハイジャックの対象となりやすい
 - 更新権限者に関わる問題の対応によるAPNICの業務不可が少なくない
- 目的
 - 歴史的な資源のハイジャック防止
 - 更新権限の整理・明確化

歴史的な資源の 更新権限について

- 当該資源の更新権限をデフォルトAPNIC事務局が持つ
- 自らが正当な登録者であることを証明すれば当該資源の更新権限を持つことも可能
- 登録者が更新権限を持つ場合、年間US\$100の維持料が課金される
- NIR管理下の歴史的資源は本ポリシーの対象外

皆様のご意見お聞かせください

- 施行に伴う問題点がありましたらお聞かせください
 - 最小割り振り基準・サイズの変更
 - 閉じたNWへのIPv6アドレスの割り振り
 - IPv4NWへのIPv6アドレスの割り振り
- 施行の検討にあたり、ご意見をお聞かせください
 - 利用していない歴史的なアドレスの回収
 - 歴史的な資源の更新権限について

